

高松市・香南町合併協議会

第6回会議資料

日 時：平成16年11月2日（火）

午前10時

場 所：高松市役所 13階 大会議室

目 次
(報 告 事 項)

報告第 1 2 号	高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更 について -----	1
-----------	--	---

(協 議 事 項)

協議第 8 号	財産の取扱い(協定項目第 5 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	3
協議第 9 号	附属機関等の取扱い(協定項目第 1 7 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	6
協議第 1 0 号	公共的団体等の取扱い(協定項目第 1 8 号) について(第 5 回会議提案:継続協議) -----	9
協議第 1 1 号	使用料・手数料等の取扱い(協定項目第 2 0 号) について(第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 2
協議第 1 2 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号)について (第 5 回会議提案:継続協議) -----	1 5
協議第 1 3 号	地域審議会の取扱い(協定項目第 6 号)について -----	1 8
協議第 1 4 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第 7 号) について -----	2 3
協議第 1 5 号	地方税の取扱い(協定項目第 9 号)について -----	2 7
協議第 1 6 号	条例・規則等の取扱い(協定項目第 1 4 号) について -----	3 4
協議第 1 7 号	電算システム事業(協定項目第 2 4 - 1 号) について -----	3 7
協議第 1 8 号	広聴広報事業(協定項目第 2 4 - 2 号)について -----	4 0
協議第 1 9 号	生活保護事業(協定項目第 2 4 - 7 号)について -----	4 3
協議第 2 0 号	交通関係事業(協定項目第 2 4 - 1 5 号)について -----	4 6
協議第 2 1 号	その他の事業(情報公開制度)(協定項目第 2 4 - 2 2 号) について -----	4 9

協議第 2 2 号 その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について ----- 5 0

協議第 2 3 号 その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）
について ----- 5 1

（ そ の 他 ）

建設計画作成に当たっての住民懇談会について ----- 5 2

高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について ----- 5 2

高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について ----- 5 2

報告第 1 2 号

高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について

高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部変更について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 1 1 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

(別紙)

高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書の一部を変更する協議書

高松市及び香南町は、高松市・香南町合併協議会規約に関する協議書(以下「協議書」という。)第2項に規定する協議会の副会長及び第3項に規定する規約第8条第2項に規定する委員ついて、次のとおり協議して定めたので、協議書第9項の規定に基づき、変更協議書を取り交わす。

記

協議書第2項を次のように改める。

2 副会長

規約第7条第1項に規定する協議会の副会長には、香南町長 辻 正雄を選任する。

協議書第3項を次のように改める。

3 委員

規約第8条第2項に規定する委員については、次のとおりとする。

佐野 健蔵 (合併協議会設置請求代表者)

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、1市1町の長が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成16年10月23日

高松市
高松市長

増田昌三 

香南町
香南町長

辻 正雄 

協議第 8 号（第 5 回会議提案：継続協議）

財産の取扱い（協定項目第 5 号）について

財産の取扱い（協定項目第 5 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 3 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 5 号	財産の取扱い
香南町の所有する財産及び債務は、すべて高松市に引き継ぐものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

財産の取扱い(協定項目第5号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)の事例

新潟市

黒埼町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の財産は、すべて新潟市に引き継ぐものとする。

大船渡市

三陸町の所有するすべての財産は、大船渡市に引き継ぐものとする。ただし、財産に係る権利を有する者がある場合は、合併後もそれを尊重する。

ふるさと創生基金の用途については、三陸町の意味を尊重する。

つくば市

荳崎町、筑南地方広域行政事務組合及び筑南水道企業団の財産(権利及び義務を含む)は、すべてつくば市に引き継ぐものとする。

福山市

内海町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

廿日市

佐伯町及び吉和村の所有する財産については、すべて廿日市市に引き継ぐものとする。

新居浜市

別子山村の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて新居浜市に引き継ぐものとする。

新発田市

豊浦町の財産(権利及び義務を含む。)及び公の施設は、すべて合併後の新発田市(以下「新市」という。)に引き継ぐ。なお、本田財産区の財産は、本田財産区財産として新市に引継ぎ、また、大字本田の財産管理は従来慣行によるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

財産の取扱い（協定項目第5号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、財産の取扱いについて確認した市 15市

秋田市

合併時の河辺町および雄和町の財産および債務は、すべて秋田市に引き継ぐものとする。

河辺町および雄和町の財産区については、合併までに、両町と財産区（管理組合等）において協定を締結し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条第1項の規定に基づき財産区を廃止する。

また、廃止後の財産区有財産は協定に従い、町有財産として秋田市に引き継ぐものとする。

岐阜市

羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町の財産及び債務は、すべて岐阜市に引き継ぐものとする。

堺市

美原町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。

福山市

沼隈町の財産（権利及び義務を含む）及び公の施設は、すべて福山市に引き継ぐものとする。

長崎市

香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町及び外海町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、すべて長崎市に引き継ぐものとする。

鹿児島市

吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の財産（権利及び義務を含む。）及び公の施設は、合併時にすべて鹿児島市に引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第9号（第5回会議提案：継続協議）

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月13日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第17号	附属機関等の取扱い
<p>両市町の同種の附属機関等については、高松市の附属機関等に統合する。</p> <p>香南町で独自に設置されている附属機関等については、その実態、地域性等を考慮する中で、合併時まで調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

附属機関等の取扱い(協定項目第17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「附属機関等の取扱い」が協議された市 4市

潮来市

- (1) 行政連絡機構については、行政連絡の基盤となる自治組織に相違があることから当面現行どおりとし、合併後3年を目途に新たな制度を制定するものとする。
- (2) 報酬については現行どおりとし、行政連絡機構の統合後、新たに定めるものとする。

大船渡市

両市町に置かれている附属機関等は、原則として統合するものとする。なお、独自におかれている附属機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が地域性に配慮しながら別に協議して定めるものとする。

つくば市

行政連絡機構については、合併年度は現行どおりとし、速やかに調整し、統一に努めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

附属機関等の取扱い（協定項目第17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、附属機関等の取扱いについて確認した市 7市

岐阜市

同種の附属機関等については、原則として統合するものとする。ただし、統合の方法については、岐阜市の附属機関等にあわせるものとする。

また、羽島市、柳津町、笠松町、北方町及び岐南町に独自に置かれている附属機関等については、実態等を考慮し整備するものとする。

なお、各委員の構成等については、適切な措置を講ずるものとする。

倉敷市

行政委員会及び附属機関については、倉敷市に統合するものとする。

ただし、船穂町及び真備町独自の附属機関の取扱い並びに行政委員会及び附属機関の委員構成については、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

福山市

福山市と沼隈町の両方に同種の機関がある場合

[調整方針] 沼隈町に置かれている附属機関は、廃止するが、合併後の附属機関の委員構成については、必要により沼隈町の実情を考慮に入れて措置を講ずるものとする。

沼隈町に設置されている機関で、福山市に同種のものがない場合（町誌編さん委員会ほか3審議会等が該当する。）

[調整方針] 今後、各種事務事業の取扱いに関する協議とあわせて措置を検討する。

長崎市

合併に伴い廃止される香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町に置かれている附属機関等については、原則として長崎市の同種の附属機関等に統合するものとし、合併後の附属機関等の委員構成については、必要に応じ適切な措置を講ずる。

なお、6町の地域性から独自に設置されている附属機関等のうち、合併後も継続して設置する必要があるものについては、長崎市の附属機関等として引き継ぐものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第10号（第5回会議提案：継続協議）

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年8月13日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第18号	公共的団体等の取扱い
<p>（前回提案分）</p> <p>公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、統合整備に努めるものとする。</p> <p>（今回修正案）</p> <p>公共的団体等については、特別な事情がある場合を除き、合併後の市の速やかな一体性の確立に資するため、各団体の経緯、実情等を踏まえ、統合整備に努めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

公共的団体等の取扱い(協定項目第18号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「公共的団体等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市(呉市も同様)

公共的団体等については、合併後一元化することが望ましいものもあることから、それぞれの実情を尊重しながら、下記のとおり調整に努める。

両市町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努める。

独自の目的を持った団体は、自主的な判断に委ねる。

統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努める。

廿日市市

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確保するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、次のとおり調整に努めるものとする。

(1) 3市町村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 3市町村独自の団体は、現行のとおりとする。

(3) 統合に時間を要する団体については、将来統合するよう調整に努めるものとする。

新居浜市

各種公共的団体(補助団体を含む。)等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、各団体の経緯、実情等を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。ただし、団体運営補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、予算措置の段階で調整するものとする。

(1) 両市村に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。

(2) 両市村独自の団体は、現行どおりとするが、市地域全体の均衡を保つよう調整するものとする。

新発田市

両市町で共通の目的を持った公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、統合するよう働きかける。なお、国・地方公共団体等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

公共的団体等の取扱い（協定項目第18号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、公共的団体等の取扱いについて確認した市 13市

岐阜市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。

- 1 共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めるものとする。ただし、共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努めるものとする。
- 2 共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めるものとする。
- 3 独自の団体は、現行のとおりとする。

福山市

合併後の福山市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情に応じ、適切な育成指導に努めるものとする。

長崎市

公共的団体等については、合併後の市の一体性が速やかに確立されるよう、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

鹿児島市

公共的団体等は、合併後における市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実績等を十分尊重しながら、統合整備に努めるものとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 1 号 (第 5 回会議提案 : 継続協議)

使用料・手数料等の取扱い (協定項目第 2 0 号) について

使用料・手数料等の取扱い (協定項目第 2 0 号) を次のとおり決定すること
について、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 3 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 0 号	使用料・手数料等の取扱い
<p>両市町の同種の使用料・手数料等については、高松市の制度に統一する。 香南町の独自の使用料・手数料等及び高松市の制度と異なるものについては、その目的及び実情等を考慮する中で、住民生活に多大な影響を及ぼさないよう、調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

使用料・手数料等の取扱い(協定項目第20号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「使用料・手数料等の取扱い」が協議された市 10市

新潟市

手数料については、新潟市の制度に統一する。使用料については、新潟市の制度に統一する。ただし、黒埼町の老人福祉センターの使用料は、60歳以上の利用者は無料、そのほかの利用者は現行どおりとする。黒埼町の屋外体育施設については無料施設と位置づける。また、黒埼町総合体育館の使用料については、現行どおりとする。大野定例露天市場出店料は、当分の間、現行のとおりとする。黒埼町の保健センター使用料及び施設利用については、現行のとおりとする。

潮来市

- (1) 使用料については、原則として潮来町の制度に統一するものとする。ただし、牛堀町の公民館使用料及びプール使用料等については、新たに定めるものとする。
- (2) 手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに「負担の公平性の原則」により、可能な限り統一に努めるものとする。

廿日市市

- (1) 3市町村で同一又は同種の使用料については、原則として、算定基準を統一する。ただし、使用料に差があるものについては必要に応じて激変緩和措置を講ずる。
- (2) 3市町村における独自の使用料については、原則として、現行のとおりとする。
- (3) 3市町村の手数料については、原則として、廿日市市の例に統一する。
- (4) 各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

呉市

- (1) 使用料は、呉市の制度に統一する。ただし、下蒲刈町のコミュニティ関係、保健・福祉関係及び教育・文化・スポーツ関係等の施設使用料については、現行のとおりとする。
- (2) 手数料は、呉市の制度に統一する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

使用料・手数料等の取扱い（協定項目第20号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、使用料・手数料等の取扱いについて確認した市 12市

秋田市

使用料、手数料等については、原則として秋田市の制度に統一するものとする。

ただし、一部の使用料、手数料等については、経過措置を講じるものとする。

岐阜市

使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。

手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。

高知市

1 使用料は、原則として現行のとおりとする。

ただし、目的外使用料は、高知市に統一するものとする。

2 手数料は、原則として高知市に統一するものとする。

3 各使用料・手数料等は、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。

鹿児島市

1 使用料については、現行どおりとする。ただし、行政財産の目的外使用料等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。また、市民農園使用料等については、合併が行われた日の属する年度の翌年度に一元化するものとする。

2 手数料については、合併時に一元化するものとする。ただし、船員法関係の手数料については、現行どおりとする。

注 / 秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 1 2 号 (第 5 回会議提案：継続協議)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号) について

各種団体への補助金・交付金等の取扱い (協定項目第 2 1 号) を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 8 月 1 3 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 1 号	各種団体への補助金・交付金等の取扱い
各種団体への補助金・交付金等については、高松市の制度に統一する。 ただし、香南町の補助金・交付金等に係る従来からの経緯、実情等を踏まえる中で、調整するものとする。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い(協定項目第21号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、協定項目として「各種団体への補助金・交付金等の取扱い」が協議された市 9市

新潟市

各種団体等に交付している補助金等については、従来の実績を下回らないよう配慮することとし、合併後の市域内において均衡を失しないよう調整を図る。

大船渡市

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統一の方向で調整するものとする。
両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整するものとする。
他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整するものとする。

廿日市市

各種団体等に交付している補助金等については、合併後統一を図ることが望ましいものもあることから、過去の経緯や実情に配慮した上で、新市において検討することとし、当面、次のとおり調整を図るものとする。

- (1) 両市町における同一又は同種の補助金等については、合併時に統合するよう調整に努める。
- (2) 町独自の補助金等については、従来の実績を尊重し、市域全体の均衡を保つよう調整に努める。

新発田市

両市町の各種団体への補助金等については、従来からの経緯、実情等に配慮し、次のとおり調整する。両市町で同一あるいは同種の補助金等については、できるだけ早い機会に関係団体等の理解と協力を得て統合する方向で調整する。両市町独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つように調整する。他の補助金等に統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

各種団体への補助金・交付金等の取扱い（協定項目第21号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市16市（注）のうち、各種団体への補助金・交付金等の取扱いについて確認した市 11市

岐阜市

各種団体等に対する運営的補助金等については、従来の経緯・実情等に配慮し、次のとおり調整を図ることとする。

- 1 各市町で同一あるいは同種の補助金については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整に努めるものとする。
- 2 各市町独自の補助金については、市域全体の均衡を保つよう調整に努めるものとする。

高知市

- 1 3市村のうち、同一又は同種の団体に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整に努めるものとする。
ただし、調整に時間を要するものは、現行のとおりとし、合併後速やかに統一するよう努める。
- 2 3市村のうち、同一又は同種の事業に対する補助制度は、合併時に統一するよう調整を図るものとする。
- 3 3市村独自の団体及び事業に対する補助制度は、従来からの経緯・実情等に配慮しつつ調整を図るものとする。
- 4 各補助金・交付金等は、合併後においても、それぞれの団体及び事業の目的、効果等を総合的に勘案し、随時、見直しを行うものとする。

鹿児島市

- 1 1市5町間で制度が異なる負担金、補助金及び交付金については、鹿児島市の制度に統合することを基本として調整するものとする。
- 2 5町において各町が単独又は複数の町で実施している負担金、補助金及び交付金については、当該制度の目的を勘案して調整するものとする。

注/秋田市・宇都宮市・新潟市・長野市・岐阜市・浜松市・岡崎市・豊田市・堺市・奈良市・倉敷市・福山市・松山市・高知市・長崎市・鹿児島市

協議第 13 号

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）について

地域審議会の取扱い（協定項目第 6 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 6 号	地域審議会の取扱い
<p>市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条の 4 第 1 項の規定に基づき、香南町地域に地域審議会を設置する。</p> <p>なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(別紙)

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項及び第2項の規定に基づく高松市香南地区地域審議会の設置並びにその組織及び運営に関する協議

(設置)

第1条 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第5条の4第1項の規定に基づく審議会として、合併前の香南町の区域(以下「設置区域」という。)に高松市香南地区地域審議会(以下「地域審議会」という。)を置く。

(設置期間)

第2条 地域審議会の設置期間は、合併の日から平成28年3月31日までとする。

(所掌事務)

第3条 地域審議会は、設置区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じて審議し、答申し、又は意見を述べるものとする。

- (1) 高松市と香南町との合併に関する建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 高松市と香南町との合併に関する建設計画の変更に関すること。
- (3) 香南町地域のまちづくりに関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、設置区域に住所を有し、選挙権を有する者で、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選任された者

(委員の任期及び失職)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員が設置区域に住所を有しなくなったときは、委員を辞したものとする。

(会長及び副会長)

第6条 地域審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、地域審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 地域審議会の会議(以下「会議」という。)は、毎年度2回開催するものとし、会長が招集する。

2 会長は、委員の総数の3分の1以上の委員から審議を求める事項を示して会議の開催の請求があったときは、会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

7 会議は、公開する。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮って、これを非公開とすることができる。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 地域審議会の庶務は、事務局において処理し、事務局は設置区域内の事務所に置く。

(委任)

第9条 この協議に定めるもののほか、地域審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この協議は、合併の日から施行する。

(資料)

地域審議会の取扱い(協定項目第6号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、地域審議会の取扱いが協議された市 4市

大船渡市

三陸町区域に合併特例法第5条の4の規定による地域審議会を置く。

つくば市

地域審議会は、設置しないものとする。

新居浜市

1 別子山村区域に市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。)第5条の4の規定による地域審議会を置く。

2 地域審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおり定めるものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・甘日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地域審議会の取扱い（協定項目第6号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地域審議会の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

地域審議会については、合併後も河辺地域および雄和地域の住民の声を新市の施策に反映させ、きめ細かな行政サービスの展開を図るため、次のとおり設置するものとする。

- (1) 現在の河辺町、雄和町の区域を単位として、それぞれの区域に市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。
- (2) 地域審議会の設置に関し必要な事項を、別紙1「地域審議会の設置に関する協議」のとおり定めるものとする。

長野市

大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域に、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第5条の4の規定により地域審議会を設置する。

なお、地域審議会の設置に関し必要な事項については、別紙のとおり定める。

堺市

美原町の区域に合併特例法第5条の4第1項の規定に基づく地域審議会を設置する。なお、地域審議会の設置並びに組織及び運営に関し必要な事項については、別紙のとおりとする。

倉敷市

船穂町及び真備町の各区域に市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項及び第2項の規定による地域審議会を設置することについて、別紙のとおりとする。

松山市

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第5条の4第1項の規定に基づき、北条市及び中島町の区域ごとに地域審議会を置く。

また、行政と住民との関係については、新市全体の課題として捉え、適切な役割分担と協働の在り方について検討する。

なお、地域審議会の名称、委員の選任方法、定数、任期その他必要な事項については、次頁のとおり定める。

協議第 1 4 号

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）について

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 日 提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

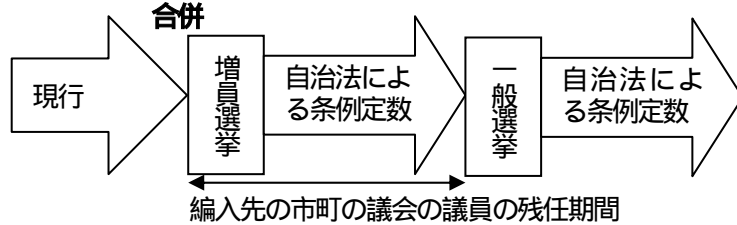
協定項目	第 7 号	議会の議員の定数及び任期の取扱い
市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 6 条第 2 項、第 3 項、第 5 項及び第 6 項の規定に基づき、高松市議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙による議員の任期に相当する期間、香南町の区域により選挙区を設ける。		

平成 年 月 日 確認

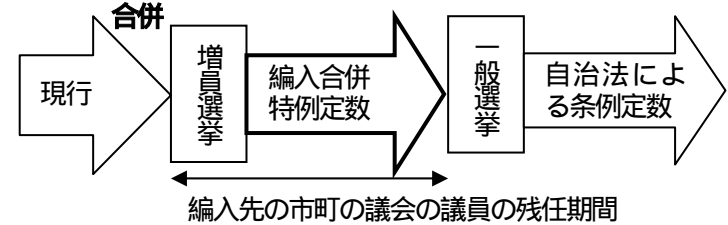
編入合併における議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

地方自治法による原則		編入する市町の議員の身分には変動がなく、編入される市町の議員は、その身分を失う。ただし、合併後の議員定数が増加する場合は、増員選挙（ ）を行う。 【パターン 〇】	
合併特例法による特例	定数特例	編入される市町ごとに選挙区を設けて増員選挙（ ）を行う。 増加定数 = 編入する市町の条例定数 × (編入される市町の人口 ÷ 編入する市町の人口) 編入をする市町村の議員の身分に変動はない。 【パターン 〇】	合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用した場合は、合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議員の任期相当期間についても、編入合併特例定数を適用し、編入される合併関係市町の区域ごとに選挙区を設け、一般選挙を行うことができる。 【パターン 〇】
	在任特例	編入される市町の議員が、編入する市町の議員の残任期間に合わせて、引き続き在任する。 【パターン 〇】	

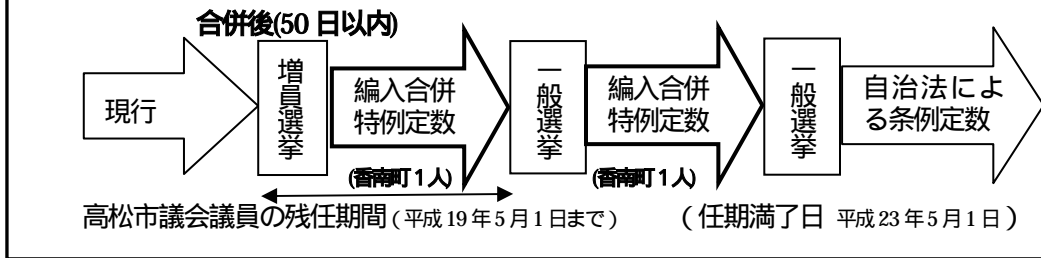
【パターン 〇 / 原則】



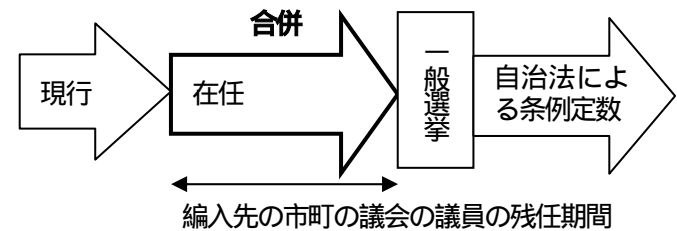
【パターン 〇 / 定数特例】



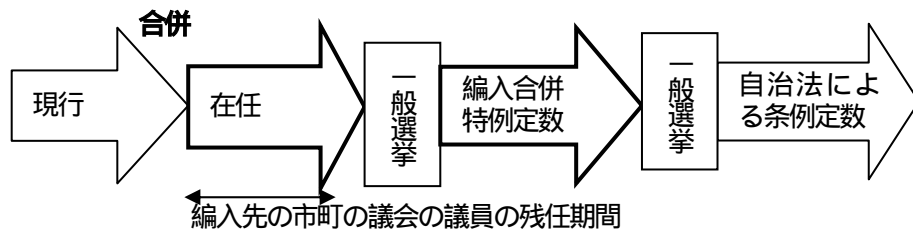
【パターン 〇 / 定数特例+定数特例】



【パターン 〇 / 在任特例】



【パターン 〇 / 在任特例+定数特例】



「増員選挙」は、公職選挙法第111条第3項の規定による定数増加の通知を受領した日から50日以内に行う。

(資料2)

議会の議員の定数及び任期の取扱い(協定項目第7号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いが協議された市 10市

新潟市(在任)

黒埼町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第7条第1項第2号の規定を適用し、新潟市の議会の議員の残任期間、引き続き新潟市の議会の議員として在任する。

福山市(定数)

内海町の議会の議員の任期及び定数については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条の議会の議員の定数に関する特例を適用し、福山市議会議員の定数を増加し、内海町の区域を区域とする選挙区を設け増員選挙を行うものとする。

呉市(定数)

議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第6条第2項及び第3項並びに同条第5項及び第6項の規定により、呉市の議会の議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間下蒲刈町の区域により選挙区を設けるものとし、当該選挙区において選挙すべき議会の議員の定数は1人とする。

新居浜市(在任+定数)

- 1 別子山村の議会の議員は、合併特例法第7条第1項第2号の規定を適用し、新居浜市の議会の議員の残任期間、新居浜市の議会の議員として引き続き在任する。
- 2 両市町村の合併後、最初に行われる一般選挙においては、合併特例法第7条第3項の規定を適用し、当該一般選挙により選出される新居浜市の議会の議員の任期に相当する期間について、別子山村を区域とする選挙区を設け、新居浜市の議会の議員の定数(以下「旧定数」という。)に人口比率を乗じて得た数1名を、新居浜市の旧定数に加えた数をもって新居浜市の議会の議員の定数とするものとする。

新発田市(在任)

豊浦町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)(以下「合併特例法」という。)第7条第1項第2号の規定を適用し、新発田市の議会の議員の残任期間、引き続き新市の議会の議員として在任する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

議会の議員の定数及び任期の取扱い（協定項目第7号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、現在、編入合併が確認された中核市のうち、議会の議員の定数及び任期の取扱いについて確認された市の事例

長野市（定数）

議会の議員の定数及び任期については、合併特例法第6条第2項及び第3項の規定を適用し、長野市議会議員の残任期間に相当する期間に限り、長野市議会議員の定数を増加し、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村のそれぞれの区域を区域とする選挙区を設け、増員選挙を行う。

岡崎市（在任）

議会の議員の定数及び任期については、合併時における額田町の議員を6人とし、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第2号に規定する議会の議員の在任に関する特例を適用することとし、任期は岡崎市の議会の議員の残任期間とする。

豊田市（定数+定数）

1 定数及び任期

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により、豊田市の議会議員の残任期間（約2年間）及び合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期（4年間）に相当する期間に限り、豊田市の議会議員の定数40人に、編入される町村ごとに設けられる選挙区の議会議員の定数7人を加えた47人とする。

2 報酬等

議会の議員の報酬等は、豊田市の制度に統一する。

倉敷市（定数）

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第6条第2項及び第3項の規定を適用し、倉敷市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り定数を増加し、編入される船穂町及び真備町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設け、船穂町の区域1名、真備町の区域2名、計3名の増員選挙を行うものとする。

高知市（定数+定数）

議会の議員の定数は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）（以下「合併特例法」という。）第6条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を適用し、高知市議会議員の残任期間及び合併後最初に行われる一般選挙の任期に限り42人とする。このうち、鏡村及び土佐山村の両区域に設けられる選挙区の定数は、それぞれ1人とする。

協議第 15 号

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）について

地方税の取扱い（協定項目第 9 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

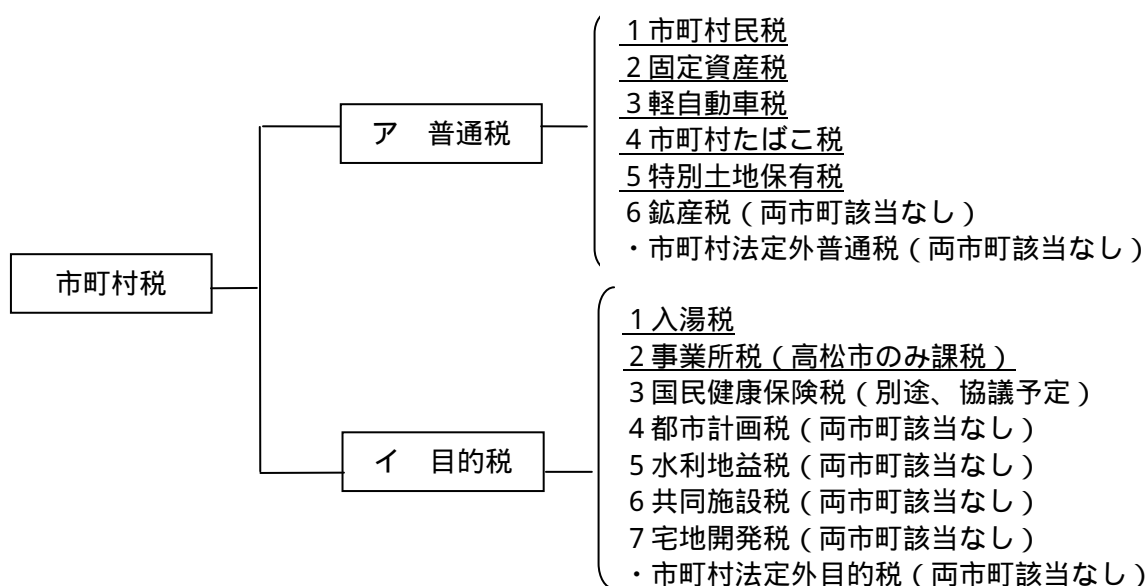
協定項目	第 9 号	地方税の取扱いについて
<p>地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。</p> <p>ただし、</p> <ol style="list-style-type: none">1 香南町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。 <p>法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、不均一課税を実施する。</p> <p>事業所税については、合併年度及びこれに続く 5 年度に限り、課税を免除する。</p> <ol style="list-style-type: none">2 香南町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準及び納期並びに固定資産税の宅地の評価方法及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。3 香南町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から 3 年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

地方税の概要について

現行の地方税法上、市町村が課税することができるのは、いわゆる法定普通税として6種類、法定目的税として7種類のほか、法定外普通税及び法定外目的税がある。

普通税とは、その使いみちが特に定められておらず、地方公共団体等の一般経費に充てられる税金で、目的税とは、その使いみちが特に定められている税金で、例えば、入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として課税される。



ア 普通税

1 市町村民税

(1) 個人市町村民税

個人市町村民税は、1月1日において市町村内に住所を有する個人に対して課税し、均等割と所得割に区分される。

なお、個人市町村民税と個人県民税は、納税義務者、税額計算の基礎となる所得金額などが共通であるため、納税義務者の便宜を図る観点から市町村がこれらを併せて課税している。

均等割

均等割は、所得金額の多少にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、年額3,000円となっている。

なお、個人県民税の税率は年額1,000円である。

所得割

所得割は、所得金額を基礎として算定する。

標準税率は、200万円までの部分が3%、200万円超から700万円までの部分が8%、700万円超の部分が10%となっている。

(2) 法人市町村民税

法人市町村民税は、市町村内に事務所・事業所を有する法人に対して課税し、均等割と法人税割に区分される。

均等割

均等割は、所得の有無にかかわらず一定の税額を課税する。

標準税率は、資本等の金額と従業者数に応じて11段階に分かれており、(5万円から300万円)、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

法人税割

法人税割は、法人税額(国税)を基礎として算定する。

標準税率は12.3%、制限税率は14.7%となっている。

[参考]

標準税率.....地方団体が課税する場合に、通常よるべき税率として法定されている税率

制限税率.....地方団体が課税する場合に、超えてはならないものとして法定されている税率

一定税率.....地方団体が課税する場合に、これ以外の税率によることができないとして法定されている税率

2 固定資産税

固定資産税は、1月1日において市町村内に所在する土地、家屋及び償却資産の所有者に対して課税する。

税額は、固定資産評価基準に基づき評価した土地、家屋及び償却資産の評価額を基礎として算定し、標準税率は1.4%となっている。

3 軽自動車税

軽自動車税は、4月1日においてその市町村を主たる定置場としている原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課税する。

標準税率は、車種、総排気量などに応じ、1台当たり1,000円から7,200円まで

の年額で定められており、制限税率は、標準税率の1.2倍となっている。

4 市町村たばこ税

市町村たばこ税は、市町村内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸売販売業者に対して課税する。

税率は、一定となっており、1,000本につき2,977円(旧3級品については、1,000本につき1,412円)となっている。

5 特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的な取得や保有を抑制し、土地の有効利用を図ることを目的とした税で、保有分(土地の所有者に課するもの)と取得分(土地の取得者に課するもの)の2種類がある。

ただし、平成15年度より新規課税は凍結されている。

イ 目的税

1 入湯税

入湯税は、環境衛生施設などの整備等に要する費用に充てることを目的として、鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に課税する。

標準税率は、入湯客1人1日につき、150円となっている。

課税免除の対象施設 [自治省通知(昭和53年4月)]

- ・市町村が、地域住民の福祉向上を目的として設置した施設
- ・日帰りで、利用料金が概ね1,000円程度の鉱泉浴場施設

2 事業所税

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てることを目的として、従業者数が100人を超える事業所又は床面積が1,000㎡を超える事業所に対して課税される。

なお、一定税率(資産割は床面積1㎡につき600円、従業者割は従業者給与総額の100分の0.25)であるが、人口30万人以上の市等において課税されるもの。

(参考)

市町村の合併の特例に関する法律

(地方税に関する特例)

第10条 合併市町村は、合併関係市町村の相互の間に地方税の賦課に関し著しい不均衡があるため、又は市町村の合併により承継した財産の価格若しくは負債の額について合併関係市町村相互の間において著しい差異があるため、その全区域にわたって均一の課税をすることが著しく衡平を欠くと認められる場合においては、市町村の合併が行われた日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、その衡平を欠く程度を限度として課税をしないこと又は不均一の課税をすることができる。

第2項及び第3項 省略

(資料2)

地方税の取扱い(協定項目第9号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、不均一課税を行った市 8市

不均一課税を行った8市の当該措置期間 合併年度のみ 2市/合併年度+3年度 4市/合併年度+5年度 1市/その他 1市

新潟市

地方税は、新潟市の制度に統一する。

ただし、住民税の個人均等割、都市計画税及び事業所税については、合併年度及びこれに続く3年度は不均一課税を実施する。
入湯税に関しては、福祉向上を図るために設置された「黒埼荘」での入湯については課税免除とする。

廿日市市

地方税は、廿日市市の制度に統一するものとする。

福山市

地方税は、福山市の制度に統一するものとする。

ただし、個人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、均等割の税率は、福山市は2,500円/年に、新市町は2,000円/年とする。

法人市民税については、合併年度とそれに続く3か年度は、不均一課税を実施する。なお、法人税割の税率は、福山市は14.7%に、新市町は14.5%とする。ただし、福山市に支店、営業所等がある法人を除く。

都市計画税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

事業所税については、福山市は現行のとおりとし、新市町では合併年度とそれに続く5か年度は、課税を免除する。

納税組合奨励金については、合併年度に限り、現行のとおりとする。

新居浜市

地方税は、新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び法人市民税の税割の税率については、合併特例法第10条の規定により、合併が行われた日の属する年度に限り、不均一課税とする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

地方税の取扱い（協定項目第9号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、地方税の取扱いについて確認された市の事例

松山市

- 1．法人市町民税（均等割）については、中島町の税率を松山市及び北条市の税率に統一する。
- 2．事業所税については、地方税法（昭和25年法律第226号）第701条の30の規定により、北条市域及び中島町域において、新たに課税されることとなるが、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第10条の規定を適用し、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り、課税しない。
- 3．北条市の市税前納報奨金制度及び納税奨励金制度については、北条市において、合併期日の前日までに廃止し、松山市は、この件にかかる債務を引き継がない。
- 4．その他の事項については、原則、松山市の制度・方式に統一する。

高知市

- 1 個人住民税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 2 法人住民税は、高知市の税率に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村内の非分割法人について、平成16年度及び平成17年度に限り現行の税率とする。
- 3 固定資産税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 4 軽自動車税は、鏡村及び土佐山村の税率について、平成16年度及び平成17年度は現行のとおりとし、平成18年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。ただし、小型特殊自動車のうち農耕作業用のものは、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率に統一するものとする。
- 5 事業所税は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の税率を適用するものとする。
- 6 前納報奨金は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。
- 7 各税目の納期は、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度課税分から高知市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

地方税については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。ただし、個人市民税の均等割及び事業所税については、合併特例法第10条第1項の規定により、平成16年度から平成18年度までの間に限り不均一課税とする。

なお、新たに課税される5町の区域の事業所税については、税率を段階的に引き上げるものとする。

協議第16号

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成16年11月2日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増田昌三

協定項目	第14号	条例・規則等の取扱い
<p>条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。 ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、条例・規則等の取扱いについて協議された市 7市

潮来市

潮来町の条例・規則を適用する。ただし、

- 1 牛堀町にのみ定めのある条例・規則のうち潮来町に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例・規則については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

新居浜市

新居浜市の条例、規則等を適用する。ただし、

- 1 別子山村にのみ定めのある条例、規則等のうち新居浜市に引き継ぐものについては現行の例による。
- 2 各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整をふまえて規定の整理を行うものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、条例・規則等の取扱いについて確認された市の事例

秋田市

秋田市の条例、規則等を適用する。ただし、各種事務事業等の調整方針と関係する条例、規則等については、その調整を踏まえて所要の改正等を行うものとする。

堺市

原則として堺市の条例・規則を適用する。ただし、各種協定項目の協議結果を踏まえ、条例・規則の整備を行う。

高知市

条例・規則等は、高知市の条例・規則等を適用する。

ただし、各種事務事業等の調整内容を踏まえて、条例・規則等の新規制定、一部改正等を行うものとする。

福山市

福山市の条例及び規則を適用するものとする。ただし、各種協議事項等の調整方針と関係する条例及び規則については、その調整を踏まえて規定の整理を行うものとする。

長野市

長野市の条例、規則等を適用する。

ただし、各種行政制度・事務事業の調整内容を踏まえ、条例、規則等の新規制定、一部改正等を行う。

協議第 17 号

電算システム事業（協定項目第 24 - 1 号）について

電算システム事業（協定項目第 24 - 1 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 1 号	電算システム事業
<p>電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。</p> <p>統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。</p> <p>ただし、高松市にないシステムについては、香南町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

電算システム事業(協定項目第24-2号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、電算システム事業について協議された市 5市

潮来市

住民サービスの低下を招かないようシステムの統一を図り、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

大船渡市

原則として大船渡市の制度に早期に統一を図るよう調整する。

呉市

下蒲刈町の電算システムは、合併時に呉市の電算システムに統合し、住民サービスの低下を招かないよう速やかに調整していくものとする。

新居浜市

電算システム事業については、新居浜市の電算システムに、早期に統一を図るよう調整するものとする。

野田市

住民基本台帳ネットワークシステム

ネットワークシステムは、全国共通システムのため、合併時に野田市の電算システムに閑宿町のデータをコンバージョン(転換)し、運用します。

農地基本台帳整備事業

合併後、新規に農地情報システムを構築します。(閑宿町では既に電算を導入しているが、旧式のため機能内容が少ないことから新規に電算化する。)

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

電算システム事業（協定項目第24 - 2号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、電算システム事業について確認された市の事例

秋田市

電算システムについては、原則として秋田市の電算システムに統合を図る。

統合にあたっては、住民サービスの低下を招かないため、合併時に稼働できるよう調整するものとする。

岡崎市

1 電算システム統合の基本方針について

電算システム統合の基本方針については、合併時までに岡崎市の既存システムに統合する。

ただし、個別電算処理システムについては、関連する事務事業の調整方針に基づき調整するものとする。

2 ネットワークについて

電算システムのネットワークについては、岡崎市のネットワークシステムを基本に統合し、合併時までに調整する。

倉敷市

電算システムの取扱いについては、原則として合併時に倉敷市のシステムに統合し、統合の内容については、各事務事業の調整方針に従うものとする。

松山市

1．住民情報系システム及び内部情報系システムについては、市民サービスや事務効率の低下を招かないよう合併までに松山市の電算システムに統合する。

2．個別業務システムについては、原則、合併後、段階的に統合する。

3．住民情報系ネットワーク及び内部情報系ネットワーク等の情報基盤整備については、松山市の方式に統一する。

ただし、合併までに必要となる電気・通信工事、機器設置等にかかる経費については、3市町がそれぞれ負担する。

鹿児島市

電算システムについては、合併時に鹿児島市のシステムに統合するものとする。ただし、各町で現行どおりの運用が必要なシステムについては、合併が行われた日の属する年度の翌年度までに統合するものとする。

協議第 18 号

広聴広報事業（協定項目第 24 - 2 号）について

広聴広報事業（協定項目第 24 - 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 2 号	広聴広報事業
<p>広聴広報事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>ただし、香南町が実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱うものとする。</p> <p>防災行政無線を利用した一般広報の取扱いについては、合併時までに調整するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

広聴広報事業(協定項目第24-3号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、広聴広報事業について協議された市 4市

福山市

福山市の制度に統一するものとする。

新居浜市

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。

新発田市

豊浦町で実施している相談業務については、新発田市の相談業務に統合する。ただし、内容については、合併後、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

広聴広報事業（協定項目第24-3号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、広聴広報事業について確認された市の事例

秋田市

広報、広聴事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。

岐阜市

- 1 広報紙については、タブロイド版にて月2回発行するものとする。なお、各世帯への配布方法については、地域の実情を勘案しつつ合併時まで調整するものとする。
また、広報紙以外の発行物については、住民の利便性を考慮し広報紙及びくらしのガイドへの集約を基本とするものとする。
- 2 住民提案制度等の広聴事業については、合併後も引き続き充実を図るよう努めるものとする。
- 3 市町の広報板の管理等の取扱いについては、現行のとおりとするものとする。なお、合併後新たに設置する広報板については、岐阜市の広報板設置費補助制度を適用するものとする。

高知市

- 1 広報事業は、高知市の制度に統一するものとする。ただし、鏡村及び土佐山村の行政無線による広報については、地域性等を勘案し、現行制度を引き継ぐものとする。
- 2 広聴事業は、高知市の制度に統一するものとする。

長崎市

広報広聴事業は、長崎市の制度に統一するものとする。

鹿児島市

広聴広報関係事業については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

協議第 19 号

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）について

生活保護事業（協定項目第 24 - 7 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 7 号	生活保護事業
生活保護事業については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

(資料)

生活保護事業(協定項目第24-8号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市(注)のうち、生活保護事業について協議された市 6市

大船渡市

合併年度は現行のとおりとし、両市町の従来の経緯等を考慮しながら、翌年度から調整検討する。

つくば市

原則としてつくば市の制度を適用する。ただし荃崎町が実施している制度で住民サービスの向上につながるものについてはその例により調整し、統一により急激な変化を伴うものについては、合併後速やかに調整する。なお、他の制度への移行や事業実績がなく制度の必要性がなくなったものについては廃止する。

呉市

原則として呉市の制度を適用するものとする。ただし、下蒲刈町が実施している制度で住民サービスにつながるものについては、合併までに調整し、制度の統一を図っていくものとする。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

生活保護事業（協定項目第24-8号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、生活保護事業について確認された市の事例

秋田市

生活保護関連事業については、合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町および雄和町に係る生活保護業務については、合併時に県から引き継ぎ秋田市が実施する。

長野市

生活保護関係事業については、長野市の制度に統一する。

長崎市

長崎市の制度を適用する。

鹿児島市

生活保護事業等については、合併時に鹿児島市の制度に統合するものとする。

岐阜市

生活保護（法定外扶助を含む）については、岐阜市の例によるものとする。

堺市

堺市の例に合わせる。

協議第 20 号

交通関係事業（協定項目第 24 - 15 号）について

交通関係事業（協定項目第 24 - 15 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 16 年 11 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 24 - 15 号	交通関係事業
<p>交通関係事業については、高松市の制度に統一する。</p> <p>香南町地域における交通傷害保障の保険期間については、合併時までに調整するものとし、チャイルドシート助成については、合併年度及びこれに続く 3 年度に限り、現行のとおり実施するものとする。</p>		

平成 年 月 日 確認

(資料)

交通関係事業(協定項目第24-17号)について

先進地域の事例(参考10市)

平成11年4月1日以降に編入合併した10市のうち、交通関係事業が協議された市 5市

新潟市

- 1 黒埼町の交通安全指導員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新潟市交通指導隊の一員とする。
- 2 黒埼町の交通安全推進員は、任期満了まで現行のとおりとし、任期満了後、新たに結成する校区交通安全推進協議会の一員とする。

大船渡市

(交通指導員の取扱い)

合併年度は、現行のとおりとし、翌年度からの定数は、50人以内とし、その他の基準は、大船渡市の基準に統一する。

廿日市市

佐伯町及び吉和村の生活交通路線バス、福祉バス、無料バスについては、当面、現行のとおり運行し、合併後2年以内に運行体系、料金等を検討し整理する。

新発田市

豊浦町のチャイルドシート購入助成制度については、平成15年度は現行どおりとし、平成16年度以降については、新市で調整する。

注/新潟市・潮来市・大船渡市・つくば市・福山市・廿日市市・呉市・新居浜市・野田市・新発田市(いずれも合併後の市名)

交通関係事業（協定項目第24-17号）について

先進地域の事例（中核市）

法定協議会を設置し、編入合併が確認された中核市のうち、交通関係事業の取扱いについて確認された市の事例

倉敷市

交通対策事業は、原則として倉敷市の制度に統一するものとする。

ただし、船穂町の福祉路線バス及び真備町の町内循環さいくるバスについては存続し、合併後、新市の総合的な交通施策の中で、路線等の再を図るものとする。

鹿児島市

- 1 コミュニティバスの運行事業については、現行どおりとする。
- 2 コミュニティー福祉号の運行事業については、運行形態の見直しを行い、代替手段により運行を行うこととする。
- 3 行政連絡船の運航事業については、現行どおりとし、合併後の利用状況等を見て、見直しを行う。
- 4 自動車運送事業については、合併時に鹿児島市の自動車運送事業に統合するものとする。ただし、路線バスの普通料金は、現行どおりとする。
- 5 桜島町交通事業（フェリー事業）については、地方公営企業法の規定の全部適用により、運航するものとする。

長野市

- 1 各種交通安全対策事業については、長野市の制度に統一する。
- 2 廃止路線代替バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 3 鬼無里村地域振興バスについては、現行のとおりとする。ただし、合併後に運行内容の見直しを行う。
- 4 豊野町福祉バスについては、すべての住民を対象とした有料のコミュニティバスとする。
- 5 交通災害等共済事業については、長野市の制度に統一する。ただし、合併前に北信地域町村交通災害共済に加入している者のうち、合併が行われた日の属する年度に見舞金の対象となる者については、大岡村、豊野町、戸隠村及び鬼無里村の制度を適用する。

協議第 2 1 号

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

その他の事業（情報公開制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 日 提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業（情報公開制度）
情報公開制度については、高松市の制度に統一する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 2 号

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

その他の事業（外部監査制度）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 日 提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業（外部監査制度）
外部監査制度については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

協議第 2 3 号

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）について

その他の事業（水問題対策）（協定項目第 2 4 - 2 2 号）を次のとおり決定することについて、協議を求める。

平成 1 6 年 1 1 月 2 日提出

高松市・香南町合併協議会会長 増 田 昌 三

協定項目	第 2 4 - 2 2 号	その他の事業（水問題対策）
水問題対策については、高松市の制度を適用する。		

平成 年 月 日 確認

6 その他

(1) 建設計画作成に当たっての住民懇談会について

別紙 1 のとおり

(2) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

別紙 2 のとおり

(3) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

ア 第 7 回会議

(ア) 日時 平成 1 6 年 1 2 月上旬

(イ) 場所 香南町中央公民館 2 階 講堂

(別紙1)

「建設計画作成に当たっての住民懇談会」について

1. 目的

今後の合併協議や香南町地域の将来ビジョンを示すマスタープランとなる「建設計画」に反映させるため、住民相互で意見交換をする中で、現在の香南町地域の課題や問題点を明らかにするとともに、合併により「どのようなまちになればよいか」などをハード・ソフト両面から議論し、香南町地域の将来像を描いていくために開催した。

2. 開催日時等

	開催日時	場 所	参加者数
1回目	平成16年8月11日(水) 19:30~21:30	香南町由佐農村環境改善センター	16名
2回目	平成16年8月12日(木) 19:30~21:30	香南町由佐農村環境改善センター	13名

3. 主な意見等(一部、アンケートへの回答内容を含む)

区 分	意 見 等
香南町地域の役割	高松空港という「四国の空の玄関」を活用した地域づくりを進めていく必要がある。
	自然、田園景観、顔の見える人的交流などの香南町独自の要素を持続させ、これを活用した地域づくりを進めていく必要がある。
行政サービス全般	水道料金、介護サービスなどの面でサービスの低下にならないように、「顔の見える地域づくり」の方針を計画づくりの中で堅持してほしい。
	現在の町役場と機能的に変わらない支所機能の確保が不可欠である。
	住民のボランティア活動など自主的活動にも差があるため、事情に応じた行政からの支援の継続は必要である。
教育・文化・スポーツ	小学校の老朽化が進んでおり、耐震化対策などが急がれる。
	現在、町内に保育所・幼稚園・小学校・中学校がそれぞれ1つだけであるため、12年間の一貫教育ができていない。中学生が幼児の面倒をみるなど地域で子育てする環境がある。この青少年の健全育成を地域が支えられる環境を守っていけるような配慮が必要である。このような教育環境を堅持し、合併することにより、教育水準が低下することのないようお願いしたい。
	高松市では2学期制が実施されているなど、高松市との学校教育制度の差についての情報の提供をお願いしたい。

区 分	意 見 等
教育・文化・ スポーツ	合併によってスポーツ交流の拡がりなどが期待できる一方、スポーツクラブなどへの支援の圧縮が懸念される。
	体育協会等の統合などにより、地域の指導人材ネットワークの維持などが懸念されており、対応策の工夫が必要である。
	総合体育館の整備が必要である。町外の施設は空き状態がなく利用しにくい。
医療・福祉	香南町では総合検診を実施しており、検診率が高い。合併により検診制度が変わるなど不便になることによる受診率の低下等が懸念される。保健センターや社会福祉協議会の機能維持等に配慮が必要である。
	町での手厚い行政サービスを合併後も受けられるのか。町の福祉行政を継続し、高齢者や障害者への介護を含めた福祉サービスが後退しない配慮が必要。
	ケアマネージャーの資格をもつ人材が豊富なことなどを活用して「顔の見える地域福祉」を継続していきたい。
	高齢化社会の中での医療負担軽減のためにも「健康づくり」を軸にした（ボランティア活動を含む）施策を継続して行ってほしい。
防災・防犯	「事件・事故のない」まちづくりこそ「住民良い・住みやすい」まちづくりの根幹に据えていくべきである。
	防災・消防活動においては、1人暮らしの高齢者等への格段の配慮が必要である。また、消防団への支援・消防車両等の整備など、空港を擁する地域事情から空港災害に対する特別な配慮をお願いしたい。
	町の支援を得て、交通危険箇所の点検等を実施し、関係機関に要望するなど交通安全活動に取り組んでいるが、合併後もこの活動への支援の継続をお願いしたい。
	防火用水の確保、避難所の整備など防災体制の充実に取り組んでほしい。
	斜度がある地域であるため、河川、ため池などと連携した用排水路の整備が重要である。
産 業	高松空港と隣接する香川県園芸総合センターの花き農業研究、フラワーロード形成の取り組みなどを生かし、「花」を中心に据えた連携にもとづく地域振興を図っていくべきである。
	後継者不足など農業経営環境は厳しいが、農地のもつ多面的機能などを評価し、多様な形での農業が継続できる環境づくりを進めてほしい。

区 分	意 見 等
産 業	高松市と香南町では、農業に対する温度差がある。高松市にはもっとリーダーシップを発揮してほしい。後継者不足・高齢化などの課題に対して、行政と連携した農業対策の積極的な推進を望む。
	工業振興については、新規立地よりも、進出した企業など現在立地企業の活用・支援が重要である。このため、商工会への急激な補助削減には配慮がほしい。
	小規模だが遊休農地を活用した家庭菜園の取り組みもあり、「資産」として農地をとらえるだけでなく、その多面的役割をとらえ直し、体験型農業、グリーンツーリズムなども含めた方策を考えていくべきである。
	町の支援を得て、減反農地で大豆を栽培し、木綿豆腐づくりに取り組んでいる。手作りの「木綿豆腐」として、住民だけでなく道の駅を通じた消費者への直販も開始されており、生産者と消費者が直結する新しい試みとして維持・発展させたいので、引き続き支援をお願いしたい。
	小規模経営では農業振興に対応できない。農地の統合による広い区画をもった農地整備に全県的に取り組む必要がある。
	空港周辺にあるパイロット園の利用については、後継者がいないため遊休地となることが想定される。このようなことから農業に対する支援強化を望む。
観光・交流	空港周辺に集客施設をつくり、交流の場とできないか。
交通・都市 基盤	香東川による交流の障害を取り除くため、複数の橋梁、道路、歩道を整備すべきである。
	合併後の交流を活性化することが必要であり、空港アクセスを兼ねたモノレールの導入も含めて公共交通機関の拡充を検討していくべきである。
	高齢者など交通弱者にとって住みにくくなっており、バリアフリー化などの対応を引き続き重視していくべきである。
	現町道の維持・補修が重要である。
コミュニティ活動	現在、町の支援を得て実施している老人クラブ主体の「花づくり運動」による道路沿道の花壇整備は、地域の景観形成や高齢者の生きがいづくりなどに貢献しており、「花と緑にあふれたまち」の実現のためにも、合併後も継続して支援してほしい。
	渓流会では、行政の支援を得て、町内の河川の美化・清掃などボランティア活動に取り組んでいるが、合併後も継続して支援してほしい。

区 分	意 見 等
コミュニティ活動	地域の行事（町民運動会、文化祭、盆踊り、ふれあい福祉祭り、文化センター祭り）は継続していくべきである。
	住民による陶芸創作活動は、「香南焼」として「道の駅」などにも出展できるまでに成長しており、その発展・活用が期待できる。

4．協議会・市町への要望等

区 分	内 容
情報提供	高松市側からする香南町地域の位置づけを示すべき。
	合併による行政サービス、予算や負担の変化、特例債の用途など基本情報を提供してほしい。
	合併後にも、香南町地域に関わる「予算・決算」を公表してほしい。
	住民は、合併によって良くなる点については言わない。悪くなる点も必ずあると思うが、その点をよく説明し、理解していくことが重要である。
住民自治	香南町地域を単位とする自治組織を残すべきである（高松市でも校区毎に自治組織を形成してはどうか）。
	自治会に一定の権限を与えることも考えるべき。
その他	合併後の市名は「高松市」で良いが、実体は現在の香南町のままで運営できることが理想。このため、特例債や香南町の資産を独自にプールし、地域のために使う予算・決算を行うことなどを検討すべきではないか。

5．懇談会への感想

適切に運営され、効果的であった。
内容が多岐にわたっているので、各論を詰めたいうえ、再度話し合う機会があると良い。
参加者が少数で時間も制限があったため、住民の意向を十分には表現できないこともあったのではないかと。

(別紙2)

合併協定項目の協議状況

平成16年11月2日現在

	高松市・塩江町	高松市・香川町	高松市・国分寺町	高松市・牟礼町	高松市・香南町	高松市・庵治町
合併協議会設置年月日	平成15年6月1日	平成15年9月1日	平成15年12月24日	平成16年2月1日	平成16年2月2日	平成16年6月1日
1. 合併の方式						
2. 合併の期日						
2. 合併の期日(再提案)	H17.9.26					
3. (新)市の名称						
4. (新)市の事務所の位置						
5. 財産の取扱い						
6. 地域審議会の取扱い						
7. 議会の議員の定数及び任期の取扱い						
8. 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い						
9. 地方税の取扱い						
10. 一般職の職員の身分の取扱い						
11. 町名・字名の取扱い						
12. 慣行の取扱い						
13. 事務組織及び機構の取扱い						
14. 条例・規則等の取扱い						
15. 特別職の職員の身分の取扱い						
16. 一部事務組合等の取扱い						
17. 附属機関等の取扱い						
18. 公共的団体等の取扱い						
19. 消防団の取扱い						
20. 使用料・手数料等の取扱い						
21. 各種団体への補助金・交付金等の取扱い						
22. 国民健康保険事業の取扱い						
23. 介護保険事業の取扱い						
24. 各種事務事業の取扱い						
1. 都市提携						
2. 電算システム事業						
3. 広聴広報事業						
4. 人権啓発事業						
5. コミュニティ施策						
6. 障害者福祉事業						
7. 高齢者福祉事業						
8. 生活保護事業						
9. 児童福祉事業						
10. その他の福祉事業						
11. 保健衛生事業						
12. 病院事業						
13. 環境対策事業						
14. 商工・観光関係事業						
15. 農林水産関係事業						
16. 建設関係事業						
17. 交通関係事業						
18. 上水道事業						
19. 下水道事業						
20. 消防防災関係事業						
21. 学校教育事業						
22. 社会教育事業						
23. 文化振興事業						
24. その他の事業						
(女性政策)						
(美術館事業)						
(過疎地域の指定及び計画)						
(情報公開制度)						
(外部監査制度)						
(ケーブルテレビ事業)						
(水問題対策)						
(塩江町老人福祉センター)						
(各種スポーツイベント事業)						
(農業経営者協会)						
(契約制度)						
(集会所等設置補助事業)						
(青少年健全育成事業)						
25. 建設計画						
				構成の報告	構成の報告	構成の報告

は提案済 ・ は確認済 ・ \は合併協定項目として選定していない